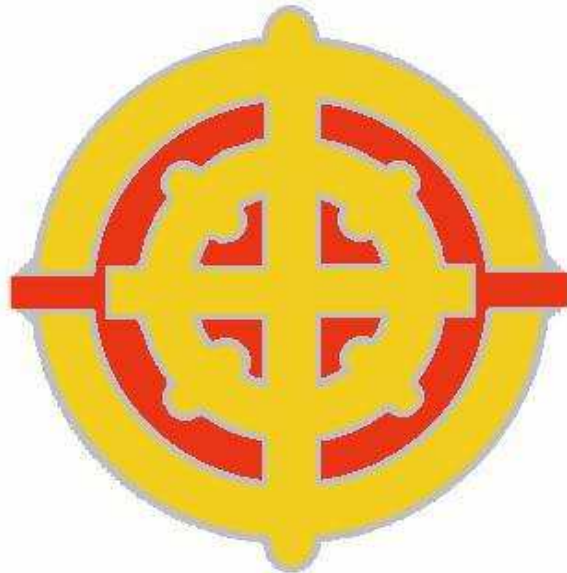


東串良町過疎地域 持続的発展計画（案）

（令和3年度～令和7年度）



鹿児島県肝属郡
東串良町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 東串良町の概況	
① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件	1
② 町における過疎の状況	2
③ 社会経済的発展の方向と概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	
① 人口の推移と今後の見通し	4
② 各産業別の現況と今後の動向	4
(3) 町の行財政の状況	
① 行政の現状	7
② 財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	15

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	17
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	21

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43

※(添付)事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業 44

東串良町過疎地域持続的発展計画

1. 基本的な事項

(1) 東串良町の概況

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件

○ 位置

本町は、大隅半島の中央部、肝属郡の東端にあり、北は曾於郡大崎町、南は肝属川を境に肝付町、西は串良川を境に鹿屋市串良町と接し、東は志布志湾に面しています。

位置は、東経130度56分57秒から131度2分8秒、北緯31度21分1秒から31度26分16秒にあります。

町域は東西に5.5km、南北に9.5kmであり、総面積は27.78km²となっています。

○ 沿革

本町の「串良」の語源については「風土記」にその記述がなされていることから「串良」の呼称は非常に古いことが伺われます。町の前身である東串良村は、明治22年4月1日の市町村施行により、串良郷から西串良村とともに分村し、産業、経済、教育、交通など時代とともに発展してきました。その後、昭和7年10月1日の町制施行に伴い、東串良町としての第一歩を踏み出し、今日に至っています。

○ 風土

本町には、高隈山系に源を発する串良川、塩入川、肝属川があり、その恵みを受けて発展してきました。

地形は、北西部が狭く南東部が幅広くなっており、南東部の四角形と北西部の三角形が組み合った形となっています。そして、山岳といわれるような高い山はほとんどなく、最も高いところで海拔77m、低いところでは2～3m、平均高度は10mぐらいでそのほとんどが平坦地です。

平地は、わずかの高度差をもって台地と低地に分かれ、低地はそのほとんどが水田地帯であり、また、台地は大崎町へ連なり、大隅半島の一部を形成する畑地帯になっています。

さらに、集落を囲むように山林が形成されていますが、その面積は極めて小さなものとなっています。

地質は、鹿児島県特有の火山灰土の上に黒色土壌が覆い、農作物の成育には必ずしも良好な土質とは言えず、雨が降ると表土は流され、日照りが続くと砂埃が立ちます。

本町は、日向灘を回流する黒潮の影響を受けて、比較的温暖な気候に恵まれています。年間平均気温は17℃～18℃前後で、年間平均降水量は2,817mmとなっています。

○ 土地利用の状況（町データ）

令和3年度

（単位：m²、%）

	田	畑	宅地	山林	その他
民有地	8,313,434	5,406,408	2,747,590	1,564,142	890,359
公有地	92,066	10,958	1,844,129	61,955	6,848,959
計	8,405,500	5,417,366	4,591,719	1,626,097	7,739,318
構成比	30.2	19.5	16.5	5.9	27.9

○ 社会的・経済的条件

本町は、昭和20年代の日本経済復興期においては、鹿児島県が提唱した経済自立化運動とも相まって、農業の町としての役割を果たし、この間、人口も急激に増加しました。昭和30年には11,970人となり、これまでの最高の人口となっています。

ところが我が国の経済が高度経済成長期に全国的に起きた地方から大都市への急激な人口流出と、近年では若年層及び新卒者が都市へと流出し、今日まで人口は減少を続けています。

即ち、昭和35年を基準として

昭和35年から昭和50年までの15年間に	2,742人 (24.6%)
昭和50年から平成2年までの15年間に	300人 (27.3%)
平成2年から平成17年までの15年間に	997人 (36.2%)
平成17年から平成27年までの10年間に	592人 (41.5%)

が減少し、この55年間に4,631人(41.5%)の人口減となっています。

② 町における過疎の状況

(ア) 本町の人口について

本町の人口は、平成27年の国勢調査では人口6,530人で、ピーク時の昭和30年の11,970人に対して、5,440人(45.4%)減少しており過疎化が進行しています。

現在もなお、ゆるやかな減少の傾向にあり、少子・高齢化の進行と若年層を中心とした人口流出で、今後も引き続き人口は減少し単独世帯の増加が進んでいくと予想されます。

町では、これまでの過疎対策においては、住民の日常生活の利便性向上や生活環境の整備を推進するため、各種施策を実施してきました。

(イ) 産業の振興について

産業の振興に関しては、基幹となる農業について、基盤づくりとして経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)や農業農村活性化推進施設等整備事業(農道、集落排水路等)を実施し、更に経営近代化施設として、かごしま園芸タウン条件整備事業(ハウス)、家畜排泄物処理高度化施設整備事業、水田農業生産条件整備事業、県単村づくり事業等により農業の基盤を整備してきました。

水産業に関しましては、水産資源の維持・増大を図るためヒラメやタイの放流事業や種子島周辺漁業対策事業等を実施してきました。

商業については、後継者不足と町内や近隣に大型店と便利なコンビニエンスストアなどが進出し、厳しい経営をせまられているのが現状ですが、プレミアム付商品券発行事業や商店街活性化のため特産品を利用した商品開発、さらには、町内事業者と連携したふるさと納税等の返礼品の提供などを実施してきました。

(ウ) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について

交通通信体系の整備では、財政事情の厳しい状況ですが、住民の日常生活の利便性を高めるため、緊急を要する事業や投資効果を考慮して地域振興に必要な町道の改良、舗装、防災道路整備等を実施しました。

バス路線については、運行費の補助等による路線の維持・確保に努めました。

通信網については、携帯電話、インターネット等の普及により飛躍的に進歩し、本格的な高度情報通信時代が訪れ、様々な分野で大きな影響を及ぼしています。本町においてもデジタル防災行政無線等により緊急災害時の情報や行政情報の伝達を行ってきました。

(エ) 生活環境の整備について

生活環境の整備では多様なニーズに対応した、快適でゆとりある住環境を確保するため、老朽化した公営住宅の改修や、水道施設の配管整備、小型合併処理浄化槽設置事業による水洗化を実施してきました。

消防施設の整備として、防災活動の拠点となる防災センターの設置、津波避難タワーの設置、防火水槽の設置、消火栓の設置、消防ポンプ自動車購入事業などの整備をしました。

(オ) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について

高齢者の福祉増進として、高齢者福祉センター及び入浴施設の運営、ホームヘルパー養成事業、高齢者訪問給食事業を実施し福祉の充実を図るとともに、高齢者が元気に生きがいをもって社会参加できるよう老人クラブやサロンなどの活動を促進するとともに、生涯を通じた健康づくりや介護予防の指導を行いました。

(カ) 医療の確保

本町の医療施設については、医院5か所、歯科医院2か所が関係者の多大な努力により維持されています。町内の医療機関を中心とした日曜日の救急医療を担う在宅当番医制の実施、鹿屋市医師会が運営する夜間救急当番医運営事業、内科・小児科の夜間急病患者を受け入れる大隅広域夜間急病センターの運営に対し、委託料や負担金を負担しながら救急疾病を受け入れる医療機関の確保を図りました。

(キ) 教育の振興について

教育の振興については、児童生徒の安全・安心な教育環境の確保を図るため、老朽化している校舎等の新增築や改修等を行い、体育施設においては、中学校に武道館を設置しました。

(ク) 地域文化の振興等

地域文化の振興では、高齢化・少子化に伴い文化の継承が困難となっておりますが、郷土芸能保存事業、埋蔵文化財活用事業、文化財遺跡等保護整備事業を行い適切な保存、活用に努めました。

(ケ) 集落の整備

集落については、本町は100の振興会がありますが、高齢化、世帯数の減、若年層の流出など振興会活動を維持していくのが困難な状況にあります。町地域振興会交付金の活用により振興会の活動をサポートしてきました。さらに、本町では平成14年度から定住化促進団地整備事業を実施し、現在では5地区193区画を整備しました。

このように、東串良町総合振興計画や過疎地域自立促進計画に基づき、各種の施策を進めてきましたが、半面引き続く人口の減少と著しい高齢化、産業経済の停滞、生活基盤の整備格差など、依然として課題が残されている状況です。

新たな就業機会の創出で、若年層を中心とした人口の定着化を図るためには、交通通信体系の整備はもとより、教育文化、生活環境、福祉医療の確保、機能の拡充等によって、「個性豊かな活力あるまちづくり」が必要です。

③ 社会経済的発展の方向と概要

本町の持つ特徴と魅力は、豊かな自然、温暖な気候、恵まれた地勢、悠久の歴史などとともに、志布志湾に面した日南海岸国定公園の南端を担う海岸線が連なり、柏原海岸の沖合いには出島方式で整備された石油備蓄基地もあります。

このような本町の持つ特徴と魅力を生かしながら、新たな時代の流れを的確にとらえ、将来に向けて新たな展開をしていかなければなりません。

そのためには、町民の総力を結集し、本町産業の発展を図る必要があります。農林水産業など第一次産業の振興を図るとともに、若者が定着できる受け皿づくりを進め、農業を中心に商工業、漁業などとのバランスのとれた産業構造を構築することが、本町にとっては望ましい社会経済的発展の方向です。

したがって、本町は、東串良町総合振興計画やかごしま未来創造ビジョン・大隅地域地域振興取組方針との整合性を重視しながら、経済社会への適切な対応を図り、積極的に対策を講ずるとともに、経済基盤の整備や基幹交通網の整備を進めることにより、活力に満ちた産業の発展、健全な地域経済の確立を推進します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、表1-1(1)に示すように、平成27年には6,530人で、昭和35年の人口11,161人から4,631人、41.5%の減少です。平成17年と平成27年の人口の推移を見ると、8.3%の減少率を示しており、依然として人口の減少が続いており、令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口は6,531人となっています。

年齢階層別人口で見ると、幼年人口、若年者人口の急激な減少と高齢者の増加が際立っています。令和27年の推計では高齢者比率が39.7%となることが予想されます。

このことから、平均寿命の伸びと相まって、人口の高齢化は今後も進行すると予測され、このことが高齢者医療、福祉行政面等に大きな影響を及ぼすことは必至です。

② 各産業別の現況と今後の動向

本町の産業は第一次産業、特に農業を主体として推移してきました。昭和35年の国勢調査によると、就業人口は5,475人で、産業別には第一次産業が73.0%の3,997人、第二次産業が6.4%の350人、第三次産業が20.6%の1,128人となっています。

これを平成27年と比較すると、就業人口はこの55年間に2,031人(37.1%)減少しています。第一次産業においては2,884人減少し、第二次産業では249人、第三次産業では604人それぞれ増加しています。

産業別就業人口の構成比においては、第一次産業が低下していますが、これは第二次・第三次産業に移行したものは極めて少なく、町外への流出、高齢化の進展、及び後継者の減少によるものです。また、第二次・第三次産業の人口増加は、建設業、製造業、増加傾向にある介護サービスの増加によるものです。

現在まで本町は、恵まれた自然的、地理的条件を生かしながら、農業を中心に発展してきましたが、年々農業就労人口の減少と農業担い手、農業後継者不足等が進み、また消費者ニーズの多様化や農産物の輸入自由化による価格低迷や産地間競争など、農業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

今後本町は、「大隅地域 地域振興の取組方針」を参考に自然と調和した施策を取組みながら、農業を中心とした地域づくりを図っていきます。

そのためには、地域の特性を生かした主要作物の生産性を高めるため、土地基盤の整備や農道整備、農地流動化による農地の集積と大型機械導入等による低コスト高生産性農業を推進し、農業就労人口の定着を進めます。

さらに、地場産業の育成と企業誘致等によって雇用拡大を図りながら、産業の振興を図り人口の定着化を図っていきます。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 11,161	人 8,419	% △ 24.6	人 8,119	% △ 27.3	人 7,122	% △ 36.2	人 6,530	% △ 41.5
0歳～14歳	4,076	1,916	△ 53.0	1,502	△ 63.2	877	△ 78.5	871	△ 78.6
15歳～64歳	6,341	5,375	△ 15.2	4,939	△ 22.1	3,878	△ 38.8	3,347	△ 47.2
うち 15歳～ 29歳(a)	2,304	1,450	△ 37.1	1,020	△ 55.7	891	△ 61.3	623	△ 73.0
65歳以上 (b)	744	1,128	151.6	1,678	225.5	2,367	318.1	2,312	310.8
(a) / 総数 若年者比率	% 20.6	% 17.2	—	% 12.6	—	% 12.5	—	% 9.5	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 6.7	% 13.4	—	% 20.7	—	% 33.2	—	% 35.4	—

表 1-1 (2) 人口の長期見通し (人口ビジョン)

区 分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
社人研推計	人 6,111	5,674	5,242	4,858	4,501	4,151	3,818	3,524	3,257
目標値推計	人 6,235	5,966	5,730	5,550	5,409	5,288	5,194	5,139	5,113
高齢者比率 (参考値)	% 36.3	38.4	39.1	38.9	39.0	39.7	—	—	—

人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成28年3月31日		平成29年3月31日			平成30年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 6,855		人 6,765	—	% △ 1.3	6,670	—	% △ 1.4
男		% 47.0		% 47.1	△ 1.1		% 46.9	△ 1.7
女		% 53.0		% 52.9	△ 1.5		% 53.1	△ 1.2

区 分	平成31年3月31日			令和2年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 6,617	—	% △ 0.8	6,531	—	% △ 1.3
男 (外国人住民除く)		% 47.1	△ 0.4		% 47.4	△ 0.6
女 (外国人住民除く)		% 52.9	△ 1.1		% 52.6	△ 1.9

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 5,475	人 4,828	% △ 11.8	人 4,547	% △ 5.8	人 4,155	% △ 8.6	人 4,279	% 3.0
第一次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 73.0 (3,996)	% 67.6 (3,264)	—	% 64.9 (2,949)	—	% 58.4 (2,426)	—	% 48.6 (2,078)	—
第二次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 6.4 (349)	% 11.7 (565)	—	% 10.8 (490)	—	% 12.5 (520)	—	% 17.4 (742)	—
第三次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 20.6 (1,130)	% 20.7 (999)	—	% 24.4 (1,108)	—	% 29.1 (1,209)	—	% 34.0 (1,459)	—

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 4,139	% △ 3.3	人 4,081	% △ 1.4	人 3,915	% △ 3.5	人 3,639	% △ 7.6	人 3,503	% △ 3.7
第一次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 46.2 (1,912)	—	% 41.5 (1,693)	—	% 39.5 (1,533)	—	% 35.5 (1,292)	—	% 35.8 (1,256)	—
第二次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 17.1 (706)	—	% 22.0 (898)	—	% 19.8 (780)	—	% 20.8 (757)	—	% 18.7 (656)	—
第三次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 36.7 (1,521)	—	% 36.5 (1,912)	—	% 40.7 (1,602)	—	% 43.7 (1,590)	—	% 45.5 (1,591)	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 3,368	% △ 3.9	人 3,444	% 2.3
第一次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 33.4 (1,125)	—	% 32.3 (1,113)	—
第二次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 16.1 (542)	—	% 17.4 (599)	—
第三次産業 就業人口比率 (就業人口)	% 50.5 (1,701)	—	% 50.3 (1,732)	—

(3) 町の行財政の状況

① 行政の現状

近年の市町村を取り巻く情勢は、住民の日常社会における生活圏の広域化や地方分権の推進、少子・高齢化の進行、厳しい財政状況など環境が大きく変化してきているところであり、地域住民の行政に対するニーズは高まり、市町村の行政需要も年々量的に増大し複雑多岐にわたっています。これらに的確に対応し、住民に身近な自治体として、将来にわたって良質な行政サービスを安定的に供給し、住民の期待に応えていくためには、これからの地方分権の時代にふさわしい行政体制の整備や行財政基盤の強化が不可欠であると考えられます。

このため、適正な人事管理や行政事務の見直しを行いながら、あらゆる状況の変化に対応した行政機構の改善、職員の能力開発と資質向上に努めるとともに、効果的・効率的な行政運営を推進していく必要があります。

② 財政の状況

本町の財政規模は、令和元年度決算状況でみると、歳入で5,604,842千円、歳出で5,380,482千円となっています。

歳入については、自主財源である町民税や、備蓄基地関係の固定資産税はここ数年減少傾向にあり、依存財源である地方交付税に頼る状況です。

歳出については、バランスの取れた構成比になるように、さらなる無駄の削減に努め必要なところへの集中的な予算配分が求められています。

一方、各主要財政指標等から見ると、経常収支比率が89.7%と類似団体と比較して低く推移しています。公債費負担比率は横ばい状態ですが、行政改革大綱の策定、集中改革プランの見直しや、さらなる経費節減が必要となっています。

今後、行政サービスの水準を将来にわたり維持していくためには、簡素で効率的な行政システムや徹底した行政改革を推進していくとともに、効率的で持続可能な行財政への強化を図る必要があります。

表1-2 (1) 町の財政の状況 (単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	4,255,060	4,464,202	5,604,842
一 般 財 源	2,671,681	2,650,392	2,713,964
国 庫 支 出 金	356,618	436,294	463,343
都 道 府 県 支 出 金	391,773	364,667	670,324
地 方 債	435,068	619,345	675,567
うち 過疎対策事業債	78,800	191,900	566,300
そ の 他	399,920	393,504	1,081,644
歳 出 総 額 B	3,970,479	4,179,355	5,380,482
義 務 的 経 費	1,738,170	1,895,031	2,179,677
投 資 的 経 費	667,148	764,192	1,115,592
うち 普通建設事業費	667,148	752,625	1,115,592
そ の 他	1,565,161	1,520,132	2,085,213
過疎対策事業費	78,930	220,206	841,917
歳入歳出差引額 C (A-B)	284,581	284,847	224,360
翌年度へ繰越すべき財源 D	51,650	357	11,157
実質収支 C-D	232,931	284,490	213,203

財 政 力 指 数	0.47	0.39	0.36
公 債 費 負 担 比 率	16.3	15.3	19.0
実 質 公 債 費 比 率	8.7	6.1	7.4
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	78.9	86.2	89.7
将 来 負 担 比 率	37.4	—	—
地 方 債 現 在 高	4,077,216	5,015,794	5,721,479

③ 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は、次のとおりです。

今後、総合振興計画、過疎地域持続的発展計画等により地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進めます。

表 1—2 (2) 主要公共施設の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	73.1	88.7	95.1	95.82	97.37
舗装率(%)	69.6	89.7	96.7	97.08	99.54
農道					
延長(m)		177,279	179,811	159,059	145,104
耕地1ha当たり農道延長(m)	118	118	120	—	—
林道					
延長(m)	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—	—	—
水道普及率(%)	44.2	75.8	83.3	92.2	88.96
水洗化率(%)	0.9	0.9	56.2	46.2	85.5
人口千人当り病院、 診療所の病床数(床)	5.3	5.6	0	0	0

(4) 地域の持続発展の基本方針

本町における過疎対策については、これまで昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎地域指定を受け、産業の振興や交通体系の整備、生活環境の整備、高齢者の健康及び福祉の向上、教育の振興に取り組んできました。令和3年の過疎地域持続発展に関する特別措置法の施行により、本町が将来にわたり安心・安全に暮らすことができる地域社会の実現のため、さまざまな施策を計画することが必要です。

今後、過疎地域の持続発展を図るため、「かごしま未来創造ビジョン」、「大隅地域 地域振興の取組方針」をはじめ「大隅定住自立圏共生ビジョン」のほか「第2期東串良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、計画相互間の連携を図りつつ、広域的かつ総合的な施策の実施に努めます。

本町の持つ素晴らしい自然のなかで、産業、教育、文化、福祉等の全般にわたり、調和のとれた個性豊かな活力ある住みよいまちづくりを進めるためには、若年層の流出を防ぎ人口の定着化を図り、適正な人口構成を確保することが重要です。

また、住民と行政との従来の関係が変化する中で住民参加による地域経営を進める手法として住民がボランティア・各種団体等(NPOなど)の活動しやすい環境づくりと共生・協働社会の推進が必要になってきます。

そして、企業誘致や地場産業の振興を図りながら、安定的な雇用の場を拡大し、経済的、文化的な生活環境などの整備を行い魅力ある住みよいまちづくりに努める必要があります。

世界的な変革の時代、我が国の社会経済情勢は大きく変化してきています。地方は若年層の流出や過疎化、少子・高齢化等の進展によって産業経済、住民生活に影響を及ぼし、地域を取り巻く環境は様々な課題を抱えています。

一方、社会や人々の要請は物の豊かさから、心の豊かさ・ゆとりのある生活・心豊かな健康へと移行しており、人々の心と体の健康に対する関心と欲求は高まっています。

このような基本認識の下に、本町の将来像を描くに当たっては「個性豊かな活力あるまち」の創造を基本理念とし、本町が持つ自然と特性を生かしたまちづくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である、農業・漁業の産業基盤の整備を近代化・合理化し、地域の特性を生かしながら生産性の向上と流通の円滑化を進めます。また、国際化やICT（情報通信技術）等の進展により、社会経済のあらゆる分野で産地間の競争が激しくなっていく中で、各産業を有機的に融合し、創造性にあふれ、競争力を備えた力強い産業の育成が求められています。

このため、産業の振興にあたっては、安定した雇用や所得の確保が、人口の流出を防止し、地域の持続発展を図る最も重要な施策です。

様々な分野の産業がその特性を生かして相互に連携し、国際化や情報化に対応しながら、特産品の開発等、付加価値の高い農林水産業の振興や町民ニーズの多様化に呼応した多彩な商業、サービス業の振興、また、本町の自然を生かした魅力ある観光地づくりを推進します。

農業振興については、施設園芸・畜産・水稲の三本柱を中心とし、農業者自らの体質を強化するとともに、生産基盤の整備により、生産性の高い農業経営の確立を図るため、経営規模の拡大と経営の合理化、近代化を推進する必要があります。

また、恵まれた気象条件を生かした施設園芸をはじめ、土地条件を生かした畜産の振興や生産物の流通体制を確立し、さらに、近年、消費者ニーズが高くなっていることなどから、安心安全な農産物の生産を図るとともに、消費者に対する町の農林水産物のPRと情報の発信基地として、また、高齢者等の生きがい対策の場として東串良物産館を活用しながら、地産地消を推進します。

本町の漁業は沿岸漁業を主として操業しており、近年にみられる資源の減少・悪化に伴い漁業就業者の減少や高齢化の進行、水産価格の低迷など漁業経営にとって厳しい状況となっています。そのため、水産資源の増殖・確保のため魚礁の設置など人工的な漁場の整備を行い、これと併せて、稚魚の放流事業による、「つくり・守り・管理する漁業」を推進するとともに、施設整備を図り、漁業の基盤づくりを推進します。

また、内水面養殖漁業についても、日本におけるウナギ稚魚の不漁や2014年にニホンウナギが絶滅危惧種に指定されウナギ資源に対する危機感が高まっているなど、大変厳しい状況です。大隅養まん漁業協同組合と連携を図りながら養殖技術の向上や、流通経路の整備を図りながら、需要の拡大や経営の合理化を進めていきます。

本町の基幹産業は農業であり、農産物のイメージアップを図るため、物産館における地産地消をはじめ、水産物の一次製品加工など地域資源を生かし、観光・商業との連携及びグリーン・ツーリズム等の充実・強化を図り、都市と農村との「顔の見える」交流を重ね、地場産業の市場開拓に努めます。

効果的な企業立地を進めるため、関係機関との情報交換や立地環境の整備に関する協議を行うなど緊密な連携を図り、若者やUIターン者等の働く職場を確保するため、優良企業の立地を推進していきます。

本町の既存商店街は、大規模小売店の進出等と相まって空洞化が進み、商店街のあり方についても大きな変革が求められています。

多様化する消費者ニーズに応えるため、空き店舗を活用した新たな取組の創出に向けて、商工会及び商業者の自主的な活動を援助し、高齢者、障害者に配慮した環境の整備に努め、活力ある商店街づくりを進めます。

本町には、国指定の唐仁古墳群等の史跡をはじめ、日南海岸国定公園の一角を占める白砂青松の柏原海岸があり、豊かな緑と海を背景にした観光・レクリエーション資源があります。

また、まちづくりのイベントとして、ルーピン祭、ピーマン狩り&農業祭、祇園祭、柏原大相撲が開催されており、観光客の誘致や、町の活性化に貢献しています。さらに、自然体験学習や余暇活動の場として、地域住民が手軽に利用できるとともに、都市住民との交流が図られるよう、魅力ある観光・レクリエーション地づくりを目指します。

交通網の整備は、地域における豊かな生活の基盤となって、活力ある地域づくりを推進するためにも、高速道路・高規格道路やそれにアクセスする道路網の整備を図ることが重要な課題です。

このような観点から、これまで過疎対策事業において道路の整備を重点施策として推進してきましたが、今後も広域的な道路網も含めた整備と交通事故防止対策にも配慮し、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者が安全で快適に利用できる一体的な道路の整備を進めます。

防災無線については、戸別受信機を全世帯に設置し、パンザマスト（屋外子局）を町内25箇所それぞれ設置していますが、要配慮者や時代に即した新しい機能（新システム）の導入を図りながら今後の防災対策を進めます。

近年の情報通信技術（ICT）の発展は目覚しく地域社会、経済活動における様々な分野で大きな影響を及ぼしつつあります。そこで、町民のだれもが利用できる情報通信ネットワークの整備を図り、また、インターネットによるホームページを利用して、本町の特産品や観光PR等の情報化を推進します。

地域間交流の促進については、本町の持つ白砂青松の柏原海岸の自然環境や美しい景観を活用しながら、自然志向や健康志向の高まりのなか、自然体験学習や余暇活動の場として地域住民と都市住民との共生・対流を促進します。

循環する自然の生態系に配慮し、自然環境と調和しながら、持続可能な社会を次世代へ引き継ぐため、環境保全の取組を各種団体（NPO）等と協力し積極的に進める必要があります。

し尿処理については、合併浄化槽等の設置と鹿屋市衛生処理場において適正な処理がなされていますが、今後は生活雑排水による公共水域の水質汚濁防止のため小型合併処理浄化槽の設置を促進し環境衛生の整備に努めます。

また、ごみ処理問題については、広域行政で整備した肝属地区清掃センターで処理を行っていますが、大量生産、大量消費によるごみ排出量増大に対処するため分別収集の充実によりリサイクルを推進し、収集体制の合理化、効率化を図り、家庭用生ごみ処理機等の設置を促進しごみの減量化を図ります。

不法投棄については、立看板の設置や藪払い等の環境整備により、不法投棄されない環境づくりに努めます。

消防施設・設備については、消防ポンプ自動車や住宅密集地への防火水槽、消火栓の整備を進めます。

少子高齢化は本町にとっても重要な課題であり、幅広い福祉施策の中でも解決していかなければならない優先課題です。

乳児から高齢者のすべての人々が、健康で快適な生活が営まれるように社会福祉、児童福祉の改善充実に努め、社会的・経済的・心身的に恵まれない人に対して、きめ細やかな福祉対策を推進するとともに、高齢者福祉センターや保健センターの有効利用を図りながら、高齢者が自己の能力を生かして社会参加し、活躍できる環境の整備を図り高齢者が生きいきと暮らせるまちづくりを目指します。

また、児童福祉については、施設の充実や職員・保育士の資質向上を図り、児童相談体制では、子育て支援センターの整備や保育ニーズに対応した、児童の健全育成に努めます。

今後、介護保険制度の安定的な運営を図るとともに、施設等の整備や介護予防・生活支援のための体制づくりなど、地域の実情や高齢者のニーズに合った保健福祉の充実を図る必要があります。

保健センターを拠点として、生涯にわたる基本的な生活習慣の確立のため、健康診査、健康、教育、健康相談等の保健事業を充実させていきます。そのためにも、今後も多様化する町民のニーズを把握し、それらを生かした保健事業に取り組んでいきます。

地域医療体制については、町民がいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、肝属東部

医師会による在宅当番医制に加え、さらなる医療提供体制の充実・強化を促進します。

また、広域行政において大隅肝属地区消防組合による救急業務体制を整えています。今後も地域医療機関との連携を密にし、さらに緊急医療体制の充実を促進します。

人々の価値観や生活様式の多様化が進むなか、物質的な生活は豊かになっている反面、心の豊かさは最近失われつつあります。

すべての世代が、生涯を通じて教育の機会が得られるような教育の諸条件を拡充整備し、生涯学習の観点に立った学校教育、社会教育を推進し、創造性と社会性に富む町民の育成に努め、活力ある教育の振興を図っていきます。

学校教育においては、郷土の良さを生かした心の教育の充実、基礎・基本の徹底、個性を生かす教育の充実に努め、ゆとりのなかで「生きる力」を備えた児童生徒の育成を図ります。

さらに、心の豊さと学ぶ意欲にあふれる生涯学習社会の実現を目指し、生涯学習推進体制の充実や、多様で高度な学習機会の充実に努めるとともに、学習歴の活用が図られる環境づくり、高度情報化社会、国際化に対応した環境整備を図っていきます。

今後の社会教育においては、人間性の尊重を基本とし、豊かで魅力ある郷土づくりを目指し、多様な学習機会の拡充に努めるとともに、郷土の特色を生かした諸施策を展開して、家庭や地域の教育機能の活性化を図り、心身ともに健全で創造性と社会性に富む人づくりを進めます。

また、失われつつある地域連帯意識を高め自立促進を図るために、心の通い合う人間性豊かな地域づくりと地域に密着した教育文化活動を推進します。

社会体育においては、住民の健康づくりやスポーツ活動に対する関心の高まりのなか、町民が生涯を通じスポーツに親しみ気軽に参加できるような、スポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに競技力の向上に努めます。

文化活動については、心のよりどころとして自ら芸術文化活動に参加し、地域社会の活性化や生きがいのある生活を送れる環境づくりを進めます。

町には、先人たちが受け継いできた悠久の歴史をしのぶ、貴重な遺跡や伝統芸能などが数多く残っており、これら郷土に残る貴重な文化遺産と民俗・郷土芸能の保存・伝承を図ります。

集落は、地域社会の基礎であり、コミュニティ活動等を行い地域の活性化など、町の発展のため重要な役割を果たしていることから、集落機能の維持強化は地域社会の活性化のため重要であります。このため、町全体の活力を維持していくためにも、最も基礎的な単位である集落が「元氣」でなければなりません。このような考え方から、集落が自ら考え、自ら行なう地域独自の取り組みを町として支援することとし、地域と行政が一体となった地域活動を推進します。さらに、集落内の生活排水路の整備など生活環境の整備を図ります。

また、人口流出と高齢化が進むなか、若者をはじめとするUIターン等の促進が重要であり、UIターン者等のニーズに合った魅力ある住宅や団地等の整備など、定住促進対策を図ります。

本町の公共施設は、社会定期要請や行政ニーズに対応して設置され、また、必要に応じて、統廃合をしてきました。施設の現状から約188棟ある施設の半数以上（97棟）が供用開始後30年以上を経過しており、長寿命化や修繕経費の平準化に取り組んでいますが、全ての公共施設を、現状のまま維持していくことは、極めて困難な状況です。

また、少子高齢社会の本格的な到来や、ライフスタイルの多様化により、行政サービスに対するニーズも複雑化・多様化しています。このため、平成28年度は公共施設の状況や運営コスト等の実態把握と課題等をまとめた「東串良町公共施設カルテ」を作成しました。平成29年度からはカルテに基づき、公共施設の在り方の検討を行い、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める「東串良町公共施設等総合管理計画」を策定しました。併せて、令和元年度には、「東串良町公共施設等利活用検討委員会」を設置しました。

公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に向けて取り組んでいく必要があります。

これまで、社会資本の整備や生活基盤の整備、防災設備の整備を充実してきましたが、依然として人口の減少が続き、若年層の流失や高齢化の進行により地域の活力低下、交通基盤や生活環境基盤の整備、財政状況など多くの課題があります。

これらに的確に対応し、自治体として質の高い行政サービスを安定的に供給していくために国・県との連携はもとより、定住自立圏共生ビジョンなど総合的かつ計画的な過疎対策を実施し、地方分権時代にふさわしい行政体制の整備や行財政基盤の整備・充実が益々必要となっています。このような状況の中、東串良町の将来像を「個性豊かな活力あるまち」と定め以下の基本方針を定めます。

ア. 自然と調和した躍進する産業のまちづくり

自然と人間のふれあいを基本にして、各産業を有機的に融合し、元気な活力のある産業が展開するまちづくりを進めます。

農業については、本町の基幹産業として、消費者のニーズに応えうる地域農業の確立を目指し、水産業については、魚礁設置や稚魚の放流などつくり・育てる漁業振興を図ります。

また、町の経済力を高め、豊かな住民生活と人口定住を促す活力と吸引力のある商工業や、魅力ある観光振興を推進します。

イ. 快適で安心して暮らせる環境のまちづくり

恵豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐための施策を進めます。町民・行政・企業がそれぞれの役割を認識し、環境への負荷を軽減するとともに循環型社会の構築に努めることが必要となっています。

このような中、自然環境の保全と調和を基調に、人口増加対策など土地の有効利用を図りながら、環境にやさしい道や公園づくりなど生活環境施設の計画的な整備に努めるとともに、交通安全・消防・防災施設を充実させ、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

ウ. 健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり

少子・高齢化の進行など急速に変化する社会情勢のなかで、すべての人々が心身共に健康で快適に安心して暮らせる環境づくりと、自ら健康を守る意識の啓発に努めます。

また、町民が互いに助け合い、思いやりのある福祉の環境づくりを進めます。

エ. あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり

生涯学習の観点に立った学校教育・社会教育を推進し、主体性、創造性、国際性を備えた心身ともに健康で、人間性豊かな町民の育成を目指し、活力ある教育の振興を推進します。

オ. 住民参画による共生・協働のまちづくり

住民や地域の振興会、NPO、ボランティア団体が行政と連携し、まちづくりや地域コミュニティづくりを進めるとともに、住民の参加しやすい環境づくりや、まちづくりを牽引するリーダーの育成に努め、住民参画による共生・協働社会を目指します。

(5) 地域の持続発展のための基本目標

人口に関する目標

ア. 長期的展望

令和3年3月に策定した第2期東串良町人口ビジョンでは、令和7年の人口規模を5,966人と設定し、必要な施策を推進します。

イ. 合計特殊出生率

国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に基づき、令和12年までに2.0まで上昇させ、令和22年には人口置換水準である2.1を目指すものとします。

ウ. 将来展望を実現するための戦略

世帯転出や人口流出の防止をより一層図ることと併せて、U I ターン移住者の確保に努め人口減少の抑制を図っていきます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア. 評価の時期

事業完了後の翌年度に評価を実施する。

イ. 評価手法

一部の事業において、総合戦略評価委員会などの外部評価を行い、その結果を公表しているほか、事業評価や施策評価などの内部評価についても積極的に公表している。

このように、本町の取組について客観性や透明性を持たせるため取組んでいるほか、今後、町民アンケートを実施するなど事業の重点化を図っていき、効果的かつ効率的な行政運営を推進していきます。また、今後も続く人口減少や少子高齢化を起因とした多くの施策課題に対して、人・モノ・金などの必要な経営資源を投入していくためにも、PDCAサイクルによる検証と改善に努めていく必要があります。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

少子化や若年層の町外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、移住・定住施策についても、子育て支援や福祉対策など本町が独自に提供しているサービスに加え、それぞれの地域での暮らし方を総合的に提案していく必要があります。

また、将来世代に亘って持続可能なまちづくりを行うには、人口減少・少子高齢化社会を前提としたコンパクトシティの実現が求められます。そのため、都市機能や移住を誘導するため、地域コミュニティの維持を目指す「小さな拠点づくり」を推進する必要があります。

一方、地域経済を支える人材に関して、多様な人材を活かす雇用の場の確保を推進するため、事業者に対する各種制度・施策を有効に活用しながら、雇用環境の安定化を図る必要があります。また、新卒者等の県外流出が課題となっており、雇用環境の改善等による魅力的な事業所づくりを後押しし、安定した労働力の確保に努める必要があります。

なお、都市と農村交流促進のため、地域の独自性を発揮した特産品の生産や加工などの取組みを支援し、物産館や農作業体験型交流を通じて、「顔の見える」信頼関係を築きながら地域間交流の促進を図る必要があります。

(2) その対策

(ア) 住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化します。

(イ) 地域の特色や環境を活かした移住体験事業を実施し、そのサポートをします。

(ウ) 空き家バンク制度を充実させ、空き家情報を提供するとともに、住宅の取得や改修に対する費用を支援します。

(エ) 地域おこし協力隊の制度を活用し、任期満了後に隊員が定住するための支援を行っていくなど、地域おこしと若者の地方定住を目的とした、総合的で有機的な機能連携を推し進めます。さらに安心して子どもを産み育てられる環境づくりや生活基盤整備等を図るとともに、関係部署との連携を強化し総合的な町民サービス対策による定住促進を展開します。

(オ) 地域が主体となり、住み慣れた地域に住み続けられるため小さな拠点づくりを支援します。

(カ) 継続的な雇用を維持し、多種多様な人材が活躍できるよう人材育成支援や勤労者福祉対策を進めるとともに、事業所の雇用環境の改善等への取組に対する支援や、若者等の地元定着を図るため大隅地域新卒者の地元企業への就職を促進するとともに、U I ターン者による人材確保を支援し、安定した採用活動ができる環境を整えていきます。

(キ) U I J ターン者や町民の新たな生活様式（テレワークやワーケーション、コワーキングスペース）へ対応した支援策を検討し、対策を講じることで移住・定住・地域間交流、人材育成の促進を図ります。

(ク) 地域資源の発掘及び情報発信を行うとともに、グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実・強化を図り、都市と農村の交流を促進します。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2)地域間交流	都市・農村交流活性化事業	協議会	
		ツーリズム事業	協議会	
		豊作まつり事業	農協	

(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住促進事業 「具体的な事業内容」 本町への移住を考えている方への住宅取得に係る費用の一部を支援するもの 「事業の必要性」 移住者への支援 「見込まれる事業効果等」 本町への移住者の増加	町	
	空き家改修事業 「具体的な事業内容」 本町への移住を考えている方で空き家バンクに登録された物件を利活用する場合、その物件の改修に係る費用の一部を支援するもの 「事業の必要性」 移住・定住促進及び空き家バンクの充実 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化と移住・定住者の増加	町	
	人材育成 人づくり研修助成事業 「具体的な事業内容」 活力ある町づくりの担い手となる町民の研修等 「事業の必要性」 将来、町のリーダーとなり得る人材への支援 「見込まれる事業効果等」 優れた後継者を育て、町の活性化を図る	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農業

本町は、日向灘を回流する黒潮の影響を受けて、比較的温暖な気候に恵まれています。年間平均気温17℃～18℃前後で、年間平均降雨量は2,817mmとなっています。

地質は火山地帯特有のシラス台地に黒色土壌が覆い、農作物の育成には必ずしも良好な土質とは言えず、雨が降ると表土は流され、日照りが続くと砂埃が立ちます。

耕地面積は、水田826ha、畑551ha、1戸当り耕地面積は2.32haとなっています。

水田の基盤整備は着々と進んでおり、農作業の受委託やブロックローテーションによる、水稻以外の地域振興作物の栽培などに取り組んでいます。未整備地については、ほ場の狭さや耕作地の点在などにより、大型機械の導入が図れず、コスト低減ができない状況にあります。

農家戸数は平成27年度時点で592戸で、専業農家数402戸、第1種兼業農家数85戸、第2種兼業農家数105戸となっており、高齢化と後継者不足が深刻な問題となっています。

(資料：農林業センサス)

区分 年次	農家総数	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
昭和50年	1,662	632	394	636
昭和60年	1,585	710	324	551
平成2年	1,531	726	212	593
平成12年	908	485	156	267
平成17年	816	489	124	203
平成22年	684	461	82	141
平成27年	592	402	85	105

本町は、施設園芸・肉用牛・米を基幹とした農業経営が主体ですが、近年は大規模路地野菜農家の法人経営も行われており、K-GAPやかごしまIPM認証の取得による環境に配慮した農業の確立や、大型機械の導入等により生産性の向上を図るなど、農業振興に積極的に取り組み農業経営の安定向上に努めています。

しかし、近年は農業資材等の高騰や異常気象、TPP等による先行きの不透明さもあり、農業を取り巻く情勢は厳しくなっています。

本町は、早くから施設園芸が盛んであり、かごしまブランド産品に指定されているピーマンやきゅうりを始め、近年、作付面積が増加している大根等の農産物の栽培管理等を徹底し、消費地への安心・安全で新鮮な農産物の供給を図ります。

(イ) 水産業

本町の漁業は、沖合を流れる黒潮が湾内に流れ込み、志布志湾では1年を通じて海水の温度変化も少ない好条件の漁場のもと、主に沿岸漁業が営まれています。

近年、水産資源の減少や労働力の高齢化、後継者不足など、依然として零細な産業であり、漁船の近代化（大型漁船）への展開がなく、厳しい状況となっています。

さらに、内水面養殖業においては、シラスウナギの減少により稚魚の高騰がつづき養鰻業者が厳しい状況となっています。

(ウ) 商業

本町の商業は、町内の消費者を顧客とした小規模零細経営者が大半を占めていますが、近年、中・大規模店が町内及び近隣町に出店し、消費者の購買動向が中・大規模店や近隣町に流れ、経営基盤の脆弱ないわゆる地元商店主の経営が、大変厳しいものとなっています。

(エ) 企業誘致

本町には、これまで縫製工場が進出していましたが、業績不振で撤退していきました。近年では令和元年度に食鳥の加工工場、令和2年度には食鳥加工パック工場と立地協定を締結し、工場を新設及び増設をしていただきました。しかしながら、若者を定着させ、U Iターンを促すまでには至っていません。

(オ) 観光

本町には白砂青松の柏原海岸と、先人達から受け継いだ文化の伝統、悠久の歴史を感じさせる国指定の唐仁古墳群があります。「ふれあいの森」では小グループなどによるキャンプ客の利用があるほか、砂浜は、海つり客や小学校の児童によるサンドクラフト等が行われています。

また、まちづくりのイベントとして、ルーピン祭や柏原大相撲などが開催され、町の活性化に貢献しています。

(カ) 地場産業

本町の地場産業は、澱粉工場や水産物加工場、製材業等がありますが、いずれも零細な規模となっています。

(2) その対策

(ア) 農業

本町の主幹作物の稲作については、農業者の高齢化や米価の不安定さも相まって、年々減少しており、施設野菜、畜産を主幹作物とした経営に変わっています。畜産や施設園芸についても、農業者の減少や高齢化により、飼養頭数や作付面積は横ばいとなっていますが、将来的には減少することが予想されます。

今後は、施設園芸を中心に、青年就農給付金等の活用によるUターン・Iターン者等の新規就農者を受け入れる研修制度の確立を目指し、多様な担い手の育成・確保に努め、産地の維持・拡大を図るとともに、多面的機能支払交付金制度の推進により、農業・農村の持つ多面的機能の維持を図ります。

また、水田の高度利用を行うため、基盤整備を計画的に実施し農地中間管理事業等による農地の流動化や集積を図るとともに、露地野菜とWCS用稲等との輪作体系の確立を図ります。

さらに、先端技術の積極的な導入を図りながら、収益性の高い作物の生産とともに安心・安全な農畜産物を消費者に供給します。

○ 土地利用、作付け体系の改善

地域の自主性と創意工夫を生かしながら、農地の流動化や団地化を図り、農作業の受委託による生産組織の育成強化に努めます。また、遊休農地の解消と有効利用を図るため、中核となる担い手農家への規模拡大を進め、集团的土地利用方式を確立するとともに、主要作物を合理的に組み合わせさせた輪作体系を確立します。

○ 総合的な土づくりの推進

近年、化学肥料への依存等に起因して地力が低下しており、有機肥料による土づくりが不可欠となっています。

このようなことから本町では、家畜ふん尿を活用した良質完熟堆肥処理施設「東串良町有機堆肥センター」の統一した完熟堆肥施用によって、農業の基本である「土づくり」を進め、安心・安全な消費者ニーズに対応できる産地づくりをめざします。

○ 農業生産の組織化の促進

経営感覚の優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するため、認定農業者の育成強化に努めながら「認定農業者300認会」の充実を図り、各種施策を推進します。また、従来からある生産組

織についても、育成強化を図りながら農業法人の育成や家族経営協定の締結を促し、また、地域の実情に即した集落営農の組織化や法人化等を促進します。

○ 稲作の振興

稲作については、売れる米づくりのために「土づくり、水管理、適期収穫」等の周知を徹底し消費者ニーズに対応した、減化学肥料・減農薬米として銘柄確立に努めます。

○ 施設園芸の振興

施設野菜（ピーマン・きゅうり・スイカ・メロン等）については、担い手の減少、多様化する消費者ニーズと増加する輸入野菜に対応し、他産業並みの労働時間と所得を確保できる野菜生産経営体を育成します。

また、本町の持つ多様な自然条件を生かし、需要の動向を的確に反映した計画的な生産・出荷等の産地体制づくりを図ります。

○ 畜産の振興

定期的な畜舎一斉消毒を行い、悪性家畜伝染病の侵入を防ぐよう家畜衛生及び防疫の対策を図ります。

肉用牛については、高育種価牛等の導入・保留、段階的な規模拡大の促進により、低コスト生産を図ります。

また、乳用牛については、輸入精液、性判別精液、受精卵の移植技術等を利用して、乳用牛改良を進め、低コスト生産を図ります。

これらの生産コストの低減を図るため、コントラクター組織やヘルパー組合を設置し、高齢化社会対応した生産体系の確立を図ります。

養豚については、生産肥育一貫経営を推進し、経営安定を図ります。

○ 基盤整備

本町のほ場整備は、西牟田地区18.0haをはじめに、川西地区98.5ha、烏帽子地区83.0ha、前牟田地区113.7ha、池之原地区は95.1ha、西牟田雪山地区は125.4ha、合計533.7haが完了し、現在事業を実施している岩弘地区の81.1haを含めると整備率は73.4%となっています。

今後は、残された未整備地区の計画的なほ場整備事業による基盤整備を促進し、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積と集約化を図り、農地の大区画化と汎用化による生産性の高い農業生産基盤の整備を推進します。

(イ) 水産業

本町の漁場には天然礁がないため、人工魚礁を設置して漁場造成に努めるとともに、稚魚放流等により、「つくり・育てる漁業」を進めます。また、安定した漁業経営をめざすとともに、意欲ある担い手の確保を進めます。

一方、内水面養殖業においては、「シラスウナギ」の資源減少が見られることから、うなぎ放流による資源の増大を図りながら、大隅地区養まん漁業協同組合を基盤とした流通経路の整備とともに、PR等により需要の拡大や経営の合理化を促進します。

(ウ) 商業

本町の商業を取り巻く環境や経済情勢を踏まえ、商工会及び事業者の自主的な活動を助長し、組織力の強化、経営者自身の意識高揚を図り、消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりを進めます。

(エ) 企業誘致

景気が低迷するなか、企業誘致はますます厳しくなると思われるが、就業機会の増大による活力ある定住社会の形成を図るため、工業用地の確保や優遇制度の拡充など、地元の若者を雇用で

きる企業立地の受け皿づくりに努めながら、時代のニーズに合致した企業誘致を図ります。

(オ) 観光・レクリエーション

住民の生活様式が多様化し、自然とのふれあいなどに関心が高まっているなか、「ふれあいの森」のキャンプ施設や円山公園管理センターの利用促進を図るとともに、柏原海岸や松林において地域住民などが手軽に利用できる自然資源を生かした、適正な規模の施設等の整備の検討を、地域とともに進めます。

また、大隅広域観光開発推進協議会や日南・大隅観光協議会などと連携して、史跡や文化遺産などをネットワークする広域的な観光ルートの開発を進めていきます。さらに、ルーピン祭や柏原大相撲など、地域に根ざしたイベントとして充実を図っていきます。

レクリエーションにおいては、財政を考慮しながら施設・遊具などを改修、整備していきます。

(カ) 地場産業

本町特産物加工品の製造研究をはじめ、それらの製品を物産館でPRし市場開拓に努めます。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	東串良地区ストックマネジメント事業	県		
		経営体育成基盤整備 (岩弘地区)	県		
		水産業	ヒラメ稚魚放流事業	漁協	
			種子島周辺漁業対策事業	漁協	
			広域漁場整備事業	県	
	(3) 経営近代化施設 農業	農業・農村活性化推進施設等整備事業	生産組織		
	(9) 観光又はレク リエーション	親水公園等整備事業	町		
		ルーピン畑管理事業	町		
		ふれあいの森キャンプ場整備事業	町		
		ルーピンスポーツ大会事業	町		
		柏原大相撲	町相撲 連盟		
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事 業 第1次産業	認定農業者300認会育成事業 「具体的な事業内容」 認定農業者で組織する団体の育成支援 「事業の必要性」 認定農業者の就農意欲の向上 「見込まれる事業効果等」 事業継続及び事業継承者の増加	300 認会		

(11) その他	<p>認定農業者大型特殊及びけん引免許取得事業 「具体的な事業内容」 認定農業者で大型特殊及びけん引免許取得に係る費用の一部を支援 「事業の必要性」 認定農業者の負担軽減 「見込まれる事業効果等」 新規就農者及び事業継承者の増加</p>	町	
	<p>農林漁業振興支援事業 「具体的な事業内容」 農業・漁業従事者等が使用する機器や研修等に係る費用の一部を支援 「事業の必要性」 農業・漁業従事者の負担軽減 「見込まれる事業効果等」 農業・漁業従事者の自立を促し、地域の特性を活かした将来性のある第一次産業の成長促進</p>	町	
	<p>高度土地利用調整事業（岩弘地区） 「具体的な事業内容」 ほ場整備事業区域における関係農家の意識調査活動、土地利用調整活動への支援 「事業の必要性」 ほ場整備事業の実施要件である担い手への農地集積推進 「見込まれる事業効果等」 担い手への農地集積率増加</p>	町	
	<p>中心経営体農地集積促進事業（岩弘地区） 「具体的な事業内容」 中心経営体（担い手）への農地の利用集積に向けた促進支援 「事業の必要性」 ほ場整備事業の農家負担軽減 「見込まれる事業効果等」 担い手への農地集積率増加</p>	町	
	<p>多面的機能支払交付金事業 「具体的な事業内容」 農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道や水路の軽微な補修 「事業の必要性」 地域の協働活動への支援 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化、担い手への農地集積の後押し</p>	活動組織	
	波見港港湾事業	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業（第二昭和・林田地区）（頭首工・用水路・取水ゲート）	県	
	活動火山周辺地域防災営農対策事業	生産組織	

(4) 産業振興促進事項

(ア) 産業促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
東串良町全域	①製造業 ②情報サービス業等 ③農林水産物等販売業 ④旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3. 産業の振興」「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

(ア) 情報化の推進

情報通信技術の発達により、スマートフォンやインターネットの普及は様々な分野で大きな影響を及ぼしています。本町においても情報通信基盤の整備状況や利用状況などを十分考慮した取り組みが必要です。また、町内全域に光ファイバ網等を敷設し、超高速通信が可能な環境を整備することで、第5世代移動通信システムによる超高層大容量及び低遅延等を可能にした移動通信サービスの普及を図っていく必要があります。なお、利用機器においてもパソコンの他にスマートフォン、タブレット等の端末の保有状況が年々増加傾向にあり、多様な情報発信・伝達手段を利用する際にインターネット利用率が高いなど、固定や移動通信サービスを利用した多様な情報通信環境を望む住民ニーズが高まっていると同時に行政事務の効率化・高度化・町民サービスの向上など、質の高い行政サービスを提供できる体制づくりが求められています。

しかし、高齢者を中心に未だにインターネットを利活用できていない町民も多く、町民間の格差が広がることも懸念されます。

また、本町では、防災行政無線により緊急災害時の情報や行政情報の伝達を行っていますが、平成26年度にデジタル化へ移行し、屋外子局を整備して緊急を要する災害時の情報手段や行政情報の連絡手段として町内各世帯、各事業所に戸別受信機を設置しています。

(2) その対策

(ア) 通信施設

公共施設などの情報ネットワーク化を図り、町民のニーズに即した情報化を進め、また、インターネット・ホームページの充実を図りながら、町民への情報発信を推進します。

行政サービスをはじめとする医療・福祉・防災等生活分野における地域課題の解決や、地域応じた情報格差の是正、利便性を享受できる環境の整備を図ります。

また、防災無線本来の目的を果たすため、気象情報や避難準備情報を的確に伝達するために、その利用やメンテナンスなど図っていきます。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他	電子申請共同運営システム事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理していき、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(ア) 道路

本町には、国道220号と国道448号の基幹道路があり、農産物・水産物等の搬出・搬入は基より住民の重要な生活道路となっております。近年交通量の増加、特に大型車両の増加により国道220号は、交差点改良事業等の推進、また、国道448号は、歩道設置等安全対策を含めた大規模改修が早期に必要ななっています。

基幹道路にアクセスする県道柏原池之原線・永吉高山線・黒石串良線・町道につきましても改良は進んでいるものの、歩道整備等を含めた改修の必要な路線も多々残されている現況です。

(イ) 農道

農道については、農業・農村活性化推進施設等整備事業・ほ場整備事業農道整備事業の事業導入により整備は進んでおりますが、まだ明治から昭和初期に区画整備されたままの区域も残されており幅員が狭く営農に支障をきたしております。

(エ) 交通機関

本町の公共交通機関として、鹿児島交通の路線バスが運行されており、志布志・鹿屋への通勤・通学・通院などに利用されています。しかし、過疎化や自家用車の普及により利用者の伸び悩みで、その多くが採算ベースに乗らない路線となっており、路線の運行維持のため、県・町で赤字補填を実施しています。

(オ) 交通安全対策

交通機関の発達や道路網の整備により、交通事故も増加傾向にありますが、特に高齢者の死傷率が年々増加しており、より一層の交通安全対策の強化が望まれます。

本町においても、危険箇所等の改善等による事故要因の除去や交通安全施設・道路環境の整備を行い、また、高齢者を中心とした交通安全教育を図るとともに、町民総参加による交通安全運動の展開や意識高揚に努める必要があります。

(2) その対策

(ア) 道路

幹線道路への関連町道については、計画的な整備を進め、地域住民の交通の利便性の向上や安全対策を図っていきます。また、国道・県道については、未整備区間の拡幅改良などを国・県へ強く要望し促進していきます。

(イ) 農道

農道整備は、年次計画に基づき整備事業の推進を図り、また、ほ場整備事業で整備された農道についても舗装事業を計画的に実施します。

(エ) 交通機関

地域住民の通学・通院や、その他日常生活に必要な不可欠な路線バスの維持存続のため、関係機関の協力を得ながら広域で連携し住民の交通手段を確保に努めます。

(オ) 交通安全対策

交通安全意識の高揚を図るため、町交通安全協会による講習会や、学校・家庭・職場・地域が連携した、街頭補導・チラシ発行等を実施して、交通安全思想の普及に努めます。

また、交通弱者（高齢者・子ども）の交通安全教育の徹底を図るとともに、交通安全施設の整備を進めます。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	下之馬場山野線整備事業(改良舗装) L=780m W=8.95m	町	
		池之原境線整備事業(改良舗装) L=2550m W=7.00m	町	
		豊栄馬越線整備事業(改良舗装) L=1535m W=8.95m	町	
		軍神線整備事業(改良舗装) L=123m W=4.50m	町	
		弁天新町線整備事業(改良舗装) L=270m W=6.25m	町	
		寺町線整備事業(改良舗装) L=193m W=4.00m~4.50m	町	
		大塚古市線整備事業(改良舗装) L=265m W=4.50m	町	
		池之原大隅線整備事業(改良舗装) L=823m W=7.00m	町	
		池之原街道添線整備事業(改良舗装) L=200m W=6.00m	町	
		豊栄大隅線整備事業(改良舗装) L=674m W=8.95m	町	
		川西唐仁線整備事業(改良舗装) L=300m W=5.50m	町	
		大間瀬線整備事業(改良舗装) L=126m W=8.95m	町	
		鞆田坂線整備事業(改良舗装) L=81m W=7.00m	町	
		牧原坂線整備事業(補修) L=57m W=4.5m	町	
		岩弘雪山線整備事業(補修) L=20m	町	
		馬越俣瀬線整備事業(補修) L=1400m W=8.95m	町	
		池之原溜水線整備事業(補修) L=500m W=8.95m	町	
	役場雪山線整備事業(補修) L=920m W=4.50m	町		
	第6豊栄線整備事業(補修) L=280m W=5.00m	町		
	橋りょう	橋梁整備事業(補修)	町	
	(2)農道	農業・農村活性化推進施設等整備事業(一般農道) 俣瀬地区 L=260m W=4.50m	町	

		農業・農村活性化推進施設等整備事業（一般農道） 第14山野地区 L=175m W=3.00m	町			
		農業・農村活性化推進施設等整備事業（一般農道） 第16川東地区 L=140m W=3.00m	町			
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 （農業集落道路） 新川西中地区 L=126m W=3.00m	町			
		農業・農村活性化推進施設等整備事業（一般農道） 第2俣瀬地区 L=550m W=3.00m	町			
		農業・農村活性化推進施設等整備事業（一般農道） 軍神堀地区 L=100m W=3.00m	町			
		農業・農村活性化推進施設等整備事業（一般農道） 第6号貴實益地区 L=262m W=4.00m	町			
		農地耕作条件改善事業 （川西地区） （農道・排水機場）	町			
		公共交通	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	廃止路線バス代替タクシー事業 「具体的な事業内容」 バス廃止路線における交通手段として、代替タクシー業務を民間に委託 「事業の必要性」 高齢者の交通手段の確保 「見込まれる事業効果等」 交通弱者の解消	町	
				地方公共交通特別対策事業 「具体的な事業内容」 民間バス会社の運航に係る赤字部分に対する支援 「事業の必要性」 町民の交通手段の確保 「見込まれる事業効果等」 赤字バス路線の維持	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 環境衛生

生活様式の都市化等に伴い排水量が増大し、その排水については側溝や用水路、河川への直接排水となっているため、周辺の問題、河川汚濁等が懸念されています。

し尿については浄化槽、衛生処理場で適正な処理がなされていますが、家庭内の雑排水は生活の都市化に伴い量が増大し、その排水は未処理のまま流失し地下水、河川、農業用水路の水質汚濁の原因となっており、それらの適正処理が課題となっています。

ごみ処理については、生活水準の高度化により家庭ごみ排出量は年々増加傾向にあり、種類も多様化してきています。町では計画的な分別収集を実施しながら、肝属東部清掃センターで処理を行ってきましたが、この施設の老朽化と法改正による焼却基準に対応するため平成20年度に2市4町による広域処理を行なう肝属地区清掃センターが完成し、生ごみ等については適切に処理されています。

(イ) 水道施設

本町は、令和2年度より中央地区と東部地区の経営を統合し、5,860人の計画給水人口となっています。今後は、人口の減少による給水人口の減少が課題となっています。

中央地区水源施設につきましては、井戸の老朽化に伴い、井戸の枯渇・内部の崩落等が懸念され、新規水源の整備及び既存の井戸の更新・整備が急務となっています。

(ウ) 消防防災

町の消防団は4分団で編成され、団員数は117名で（定数150名）、平均年齢45歳と年々高齢化が進んでいます。今後は、若年者の団員確保が課題となっています。

装備については、指揮車1台、消防ポンプ自動車5台、水槽付消防ポンプ自動車5台、水槽車1台、小型動力ポンプ付軽積載車1台、広報車1台、人員搬送車1台、小型動力ポンプ4台を配備し、水利は防火水槽（40t耐震）が125基整備され、消火栓については町内101箇所に設置されています。

これまでの計画的な整備により、ある程度の水利は確保できていますが、今後は山林地域や住宅密集地への防火水槽・消火栓の整備が必要です。

また、本町は南海トラフ地震発生時に約7mの津波がくる恐れがあると想定されており、その対応や近年ゲリラ豪雨など予想のつかない自然災害が頻発しているため、災害発生時の対応や避難場所の確保・充実など、消防救急並びに防災体制施設の整備が急務となっています。

(エ) 公営住宅

本町の公営住宅は、現在149戸建設されているが住宅の老朽化、入居者の高齢化などが課題となっています。

住宅整備については、改修修繕事業を重点的に進め、住宅のセーフティネットとして適切に機能するよう、公平性・効率性の観点から管理面を含め見直しの必要があります。

また、高齢化に対応するため、住宅施策と福祉施策の連携を強化し、社会福祉施設等の併設を原則化するなど、住宅と福祉サービスとの一体的提供を推進する必要があります。

(2) その対策

(ア) 環境衛生

本町は下水道が未整備のため、生活雑排水による地下水、河川、農業用水路の水質汚濁防止を図る必要があるため、生活雑排水を併せて処理する小型合併処理浄化槽設置事業を推進し、し尿と生活雑排水の適正処理を行ない公共用水域の水質保全を図ります。

一般家庭廃棄物については、効率的な収集処理をするため収集体制の見直しや分別収集の徹底を図り、廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを推進し、行政・住民が一体となって健康で快

適な環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

また、肝属地区清掃センターについては、2市4町の一部事務組合により、平成20年度に鹿屋市串良町に完成し稼働中です。

生ごみ処理については、コンポスト及び家庭用生ごみ処理機の助成や町堆肥センターの活用を推進します。

(イ) 水道施設

令和3年度で「新水道ビジョン」の策定を行い、将来の水道施設の更新需要を把握したうえで、計画的な組織の見直しや施設の更新を行っていきます。

水道は、住民生活における重要なライフラインのひとつであり、経済活動や社会的な活動を支える非常に大切なものです。災害発生を想定した配水管布設替えや、新規水源の開発・施設整備を行い多様なニーズに合わせた、より質の高いサービスを提供していきます。

(ウ) 消防防災

消防施設については、防火水槽や消火栓の設置による安定した消防水利の確保や資機材、消防車両等の更新を計画的に行い、一層の充実を図ります。また、消防団員の確保のため、消防団員サポーター制度など待遇改善を実施し、魅力ある消防団づくりを進めます。

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、引き続き災害発生が予想される箇所の改修や、避難所の整備に取り組みます。また、福祉避難所の設置、避難所生活の町民の生活確保に努めます。

さらに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成と活動の一層の活性化により、地域での防災体制を充実させるとともに、自助・共助・公助のバランスのとれた消防・防災体制施策により災害に強いまちづくりを目指します。

(エ) 公営住宅

住宅の整備については、入居者が安全・快適な生活ができるように改善事業への重点化や、耐震改修などを推進していきます。

また、老朽化した住宅については、修繕で対応しながら居住水準の向上と良好な住環境の整備を図ります。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 上水道	東部地区水源地送水管布設替工事	町	
		東串良町水道ビジョン策定業務	町	
		中央地区第2水源地整備工事	町	
		東部地区水源地配水管布設替工事	町	
		老朽管布設替工事	町	
		中央地区第1水源地改修工事	町	
		東部地区第2水源地井戸内部調査業務	町	
		中央地区濁度管理システム設置工事	町	

		中央・東部地区配水区域再編検討事業	町	
		中央・東部地区連絡管増径工事	町	
		東部地区第2水源地改修工事	町	
	(2) 下水処理施設 その他	小型合併処理浄化槽設置整備事業 250基	町	
	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車購入事業（CDI） 1台 柏原分団	町	
		消防ポンプ自動車購入事業（タンク車） 1台 別府原分団	町	
		消防ポンプ自動車購入事業（軽小型ポンプ積載車） 1台 柏原分団	町	
		防災倉庫新築事業（池原小学校・柏原小学校・東串良中学校） 3棟	町	
		柏原分団消防詰所新築事業	町	
		耐震性防火水槽設置事業（40t） 27基	町	
		防災資機材等備蓄施設新築事業 1棟	町	
	(6) 公営住宅	川西団地改修事業	町	
		松原団地改修事業	町	
		新町団地改修事業	町	
		公営住宅等解体事業	町	
		公営住宅等浄化槽設置事業	町	
		公営住宅等長寿命化計画更新事業	町	
	(8) その他	役所地区排水対策事業	町	
		交通安全施設整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

わが国では、総人口が年々減少を続けると同時に高齢化が急速に進み、いわゆる団塊の世代が66歳になり始めたことから、高齢化がより一層加速することが予測されています。

本町においても、高齢化が進行し65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は平成27年国勢調査では35.4%となっており、令和27年には39.7%となる見込みです。

ほとんどは元気な高齢者で、農業に従事したり、シルバー人材センターに登録して働くなど「現役」として就労している高齢者も少なくありません。

しかし、一人暮らしに不安を感じる高齢者や自立に不安のある高齢者のほか、虚弱や寝たきり等の要介護高齢者も増えてきています。また、核家族化等の進展による相互扶助意識の低下等で高齢者を取り巻く社会現象が厳しくなっています。

少子化問題の一因として子育てに係る経済的負担は、保護者にとって大きな負担となっています。特に、子ども達の疾病は突発的な場合が多く、保護者の経済的負担は小さくありません。

このように、経済的理由から軽度の症状を放置するケースも見られ、重症化する場合があります。高齢者等の保健については、特定健康診査・保健指導及び長寿健診等の推進を図りながら、病気の早期発見・早期治療に繋げるとともに、医療費の抑制・適正化を目指していますが、特定健診の受診者が伸び悩んでおり、健診の目標・目的が達成できるか見通せない状況です。

障害者・母子福祉については、地域の連帯意識の希薄化により、母子や児童、障害者を取り巻く環境も年々変化しております。それに伴い母子（父子）家庭や障害者の生活環境は社会的にも経済的にも厳しい状況にあります。

現在、手帳交付や医療費助成、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の制度の活用が図られています。町広報誌などを活用しながら広く周知して一層の福祉向上を推進しなければなりません。

児童福祉については、児童手当の給付や保育所の施設給付が行われていますが、安心して働ける待機児童のない保育所の運用が期待されています。

(2) その対策

高齢者が元気に生きがいをもって、社会参加できるよう老人クラブやサロンなどの活動を促進するとともに、生涯を通じた健康づくりや介護予防の指導などを行うことによって、自立に不安のある高齢者の日常生活の支援に努めます。

子ども医療費助成事業の対象者を、高等学校卒業まで拡大することで、子育て世代の保護者の支援に繋がるとともに、小児等の疾病の重症化を防ぎながら同時に医療費の抑制を図っていきます。

特定健康診査・保健指導を受診することが、病気の早期発見・早期治療に結びつくことをあらゆる機会を通じて意識の向上に繋がる保健事業の充実を図っていきます。また、地域住民自ら受診者の増加に取り組んでいけるような仕組みの構築を図っていきます。

さらに、介護保険制度の見直しにより、地域包括ケアシステムの構築を推進し、総合的な地域支援事業を推進しながら、認知症対策、在宅医療・介護連携等の諸課題に取り組んでいきます。

児童福祉については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等施設を利用する園児の保護者に対して保育所等施設で提供される給食費のうち副食分に当たる経費を補助することにより、経済的な負担軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育て世代の定住促進を図っていきます。

また、町内の保育所または認定こども園に対する施設整備に係る事業費についても、積極的に支援し、子育て世代が安心して働ける環境づくりに努めます。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	障害児保育事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	赤ちゃんすこやか支援事業 「具体的な事業内容」 東串良町で出生した子どもに対し、祝い金を支給する 「事業の必要性」 少子高齢化に対する事業のため 「見込まれる事業効果等」 子育て世代の定住促進、又は経済負担の軽減	町	
		子ども医療費助成事業 「具体的な事業内容」 18歳以下の医療費の全額助成 「事業の必要性」 経済的理由による子どもの疾病や悪化・重症化の防止のため 「見込まれる事業効果等」 子育て世代の経済的負担の軽減や子どもの疾病の早期発見・早期治療による健康保持・増進、子育てしやすい環境整備	町	
		保育所等副食費補助事業 「具体的な事業内容」 保育所等施設を利用する園児の保護者に対して給食費のうち副食分に当たる費用を支援する 「事業の必要性」 対象者の負担軽減のため 「見込まれる事業効果等」 経済的な負担軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進し、子育て世代の定住化促進を図る	町	
		赤ちゃん子育て世帯応援事業 「具体的な事業内容」 子育てに必要なオムツを購入する費用の一部を支援する 「事業の必要性」 子育て世帯の経済的負担の軽減のため 「見込まれる事業効果等」 子育て世代の定住促進、又は経済的負担の軽減	町	

高齢者・障害者福祉	<p>高齢者訪問給食事業</p> <p>「具体的な事業内容」 在宅独居高齢者等へ昼・夜の食事を宅配することと、継続的な食事摂取、又は安否確認を行う</p> <p>「事業の必要性」 在宅の独居高齢者等が、栄養バランスのとれた食事を定期的に摂れるため、又は見守りを目的としているため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 高齢者の自立した生活の改善及び健康増進、安否確認など在宅福祉の向上を図る</p>	町	
	<p>敬老年金給付事業</p> <p>「具体的な事業内容」 満80歳以上の高齢者に対し、敬老年金を支給する</p> <p>「事業の必要性」 高齢者の経済的負担の軽減のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 高齢者の健康の維持</p>	町	
	<p>紙オムツ給付事業</p> <p>「具体的な事業内容」 65歳以上の者で3か月以上の長期にわたり寝たきり状態にある者又は認知症のある者、重度の心身障害のため日常生活を営むのに著しく支障のある重症障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）に対し給付を行う</p> <p>「事業の必要性」 対象者の経済的負担の軽減のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 対象者の負担軽減</p>	町	
	<p>シルバー人材センター活用事業</p> <p>「具体的な事業内容」 シルバー人材センターを積極的に活用</p> <p>「事業の必要性」 高齢者が進む本町において、高齢者活用の重要</p> <p>「見込まれる事業効果等」 高齢者の雇用促進及び生きがいづくりの場の確保</p>	町	
	健康づくり	<p>特定保健指導委託料</p> <p>「具体的な事業内容」 特定保健指導の外部委託</p> <p>「事業の必要性」 特定健診受診者の生活習慣病等の改善・重症化予防のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 生活習慣病等の改善・重症化予防による高齢者の健康増進及び将来の医療費の負担軽減</p>	町

(9)その他	妊婦・乳幼児健康診査事業 「具体的な事業内容」 妊婦・乳幼児健康診査の助成 「事業の必要性」 妊婦等の経済的負担の軽減のため 「見込まれる事業効果等」 妊婦の健康管理の充実並びに経済的負担の軽減及び妊婦並びに乳幼児の疾病異常の早期発見と早期治療	町	
	温泉保養所利用料助成事業 「具体的な事業内容」 温泉保養所利用者への利用料の助成 「事業の必要性」 過労や身体虚弱等の保養を必要とする住民の経済的負担軽減のため 「見込まれる事業効果等」 温泉の疲労回復効果による健康の保持・増進	町	
	健康増進事業 「具体的な事業内容」 がん検診等の検診実施 「事業の必要性」 がん検診等の実施による疾病の早期発見・早期治療のため 「見込まれる事業効果等」 住民の疾病の早期発見・早期治療による健康の保持・増進	町	
	定期予防接種事業 「具体的な事業内容」 予防接種法に規定する予防接種の実施 「事業の必要性」 予防接種法に規定する疾病の蔓延防止等のため 「見込まれる事業効果等」 予防接種法に規定する疾病の発病、重症化及び蔓延の予防並びに接種者等の経済的な負担の軽減	町	
	ホームヘルパー養成研修事業	町	
	老人クラブ連合会活動事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

近年、医師及び医療機関の専門化が図られたことから、国民の受診傾向も疾病ごとに医療機関を選択する方向に進んでいます。専門医も不足する地方においては、効率的な医療を展開するため「かかりつけ医を持つ」ことを厚生労働省も推奨していますが、町内においてその割合は約4割にとどまっています。また、大隅地域では産科医不足は深刻な状況にあり、早急な対策が求められています。

本町の医療施設については、医院5か所、歯科医院2か所が関係者の多大な努力により維持されています。このような状況のなか、町内医療機関を中心とした日曜日の救急医療を担う在宅当番医制の実施、鹿屋市医師会が運営する夜間救急当番医運営事業、内科・小児科の夜間急病患者を受け入れる大隅広域夜間急病センターの運営に対し、委託料及び負担金を負担しながら救急疾病を受け入れる医療機関の確保を図っていますが、とくに小児等の急病患者を受け入れる大隅広域夜間急病センターにおいては、勤務する医師の確保に窮する状況が続いている状況です。

(2) その対策

効率的な医療体制を維持するため、「かかりつけ医を持つ」ことを推奨していきます。また、町内の医療機関については、日曜在宅医の運営に関する協議をはじめ、各種健診事業についても協議を重ねながら、町民の受診環境の維持を図っていきます。また、鹿屋市医師会の夜間救急当番医運営事業については、必要とする負担金の確保に努め、事業の維持に取り組んでいます。

さらに、大隅広域夜間急病センターについては、必要とする負担金の確保に努めるとともに、不急・軽症患者の受診を抑制するなど、適切な診療活動ができるよう町民への啓発活動を実施していきます。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	在宅当番医制事業 「具体的な事業内容」 肝属東部医師会へ医療機関の輪番による日曜在宅当番医の運営を委託 「事業の必要性」 日曜日に受診できる環境整備のため 「見込まれる事業効果等」 日曜日の受診可能な医療機関を確保することで住民の健康保持・受診環境の整備に寄与	町	
	その他	夜間救急当番医運営事業負担金 「具体的な事業内容」 鹿屋市医師会が運営する夜間救急病院の運営費用の負担金 「事業の必要性」 夜間に受診（外科）できる環境整備のため 「見込まれる事業効果等」 夜間に受診可能な医療機関（外科）を確保することで住民の健康保持・受診環境の整備に寄与	町	

	<p>大隅広域夜間急病センター負担金</p> <p>「具体的な事業内容」 大隅広域夜間急病センターの運営費用の負担金</p> <p>「事業の必要性」 夜間に受診（内科・小児科）できる環境整備のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 夜間に受診可能な医療機関（内科・小児科）を確保することで住民の健康保持・受診環境の整備に寄与</p>	町	
--	---	---	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

「あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり」をめざし、生涯学習の観点に立った学校教育・社会教育を推進し、主体性、創造性、国際性を備えた心身ともに健康で人間性豊かな町民の育成に努めています。

(ア) 学校教育

本町には、幼稚園1園、小学校2校、中学校1校があり、恵まれた教育環境にありますが、児童生徒数は少子化により年々減少傾向にあります。

また、小・中学校においては、学校施設整備事業等により施設の整備・充実が図られ、円滑な教育がなされていますが、一部施設・設備に老朽化が見られます。また、学校内、学校間、学校と教育委員会との情報の共有化を図る無線LAN環境を整備していますが、今後、公務支援ソフトやグループウェア等のさらなる基盤整備が必要です。特に令和2年度は、国が進める「GIGAスクール構想」により掲げている、1人1台端末を整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの中で資質・能力を確実に育成できる教育環境を実現しましたが、タブレット端末を家に持ち帰って使えるようにするための、全ての家庭におけるインターネット環境の整備が喫緊の課題となっています。

小中一貫教育においては、9年間を見通した教育活動の推進及び充実に取り組んでおり、小・小間、小・中間で共通実践事項を設定して学習指導や生活指導の徹底を図っています。平成26年度からは、生命を守る教育活動として、家庭と地域と連携した防災教育の推進に3校合同で取り組んでいます。

(イ) 学校給食

学校給食は、学校給食共同調理場により全部をまかない、完全給食を実施していますが令和3年度から調理業務の完全委託が実施されました。

また、平成12年度から現在の調理場で学校給食の提供を行っていますが、経年劣化等により年次的な、施設・整備の更新等が必要です。

(ウ) 社会教育

①生涯学習環境の整備・拡充

○ 本町の生涯学習は、多種多様化している現代社会の中で、町民が生涯学び続ける喜びと、少しでも悔いのない充実した心豊かな人生を過ごせるよう、諸活動を通して自己研鑽に努め「心のかよいあう人づくり、ふるさとづくり」を目指して歩み続けています。

また、現在は行政側から提供する学習機会を通じた活動が多くを占めていますが、今後は、町民の自主的な学習課題解決のための要望に基づく自主講座や同好会活動等の開設による、より意義の深い学習活動の輪を一層広めることが必要です。

②青少年教育の充実

○ 学校と家庭・地域が緊密な連携をとり、相互支援しながら青少年の教育はもとより、家庭や地域もどのようにあるべきか、さまざまな学習活動に取り組む必要があります。

○ 現代の子どもたちに決定的に不足している要素の一つに自然体験活動や異年齢による集団生活等が挙げられます。子どもの社会性・協調性・自主性の養成は、学校生活だけでは習得できない部分があり、異なる環境での生活体験、異なる文化に触れ見聞を広めることにより郷土の良さや再認識や相互扶助の精神を備えた豊かな社会性を持つ青少年の育成が求められています。

③図書事業

○ 本町では、子ども達や地域住民の読書活動の推進を図るべく、さまざまな事業を実施しています。一方、図書館等施設の充実を図る上で、施設の老朽化や収納能力などの問題が生じてき

ています。

- 図書室利用者へより多くの資料を提供できるよう、大隅2市5町（鹿屋市、垂水市、大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町）の図書館と連携した、大隅広域図書館ネットワーク運営協議会に加盟し、利用者のニーズに沿った資料を提供できるようになりました。

④社会教育施設の整備

- 生涯学習や文化振興の拠点となる総合センターは、建設から30年以上経過し、雨漏り等施設の老朽化が深刻な問題となっています。今後は、公共施設の集約化や複合化の計画等もある中、町民が利用しやすい施設の運営が求められています。

(エ) 社会体育

社会体育の面においては、健康増進のためスポーツ・レクリエーションの関心は年々高まっており、総合体育館・町民運動場等の社会体育施設を利用してスポーツ活動が活発に行われています。本町の総合体育館トレーニング室では、ランニングマシンを始めとする多様なトレーニング機器を完備し、町民の健康増進に寄与しています。

一方、これらの活動の拠点となる社会体育施設については、施設や設備の老朽化が進み、年次的な整備及び改修が必要となってきています。

(2) その対策

(ア) 学校教育

本町の小・中学校校舎等については、年次的な整備がなされてきていますが、一部施設・設備の老朽化が見られます。今後、長寿命化計画に基づき施設・設備の改修や、情報教育化の設備・充実をはかりながら、教育方法改善に努めます。併せて、教職員住宅も老朽化が見られ、今後、建設改修に努め充実を図ります。

(イ) 学校給食

学校給食については、近代的な施設で給食の内容・質の向上に努め、安全で衛生的な給食を目指し、児童生徒の体位・体力の向上に努めます。

(ウ) 社会教育

①生涯学習環境の整備・拡充

- 教育委員会が中心となり、広く成人を対象とした生涯学習講座、子育ての親を対象とした家庭教育学級、地域の女性団体を対象とした地域女性学級、高齢者を対象とした高齢者大学を実施し、魅力ある学習機会の提供に努めます。
- 関係機関・団体等と緊密な連携をとり、現代的な課題や地域の課題解決に向けて、広く情報を提供しながら、各種研修会へ積極的に参加し、さまざまな団体等のリーダー養成を含む生涯学習の理解促進に努めます。

②青少年教育の充実

- 毎月第3土曜日の青少年健全育成の日を有効活用し、子ども会・PTA・スポーツ少年団と連携をとり校区コミュニティ協議会を中心に、子どもから高齢者まで地域が一体となって年間活動を計画し、さまざまな体験活動・ふれあい活動に取り組めるよう支援します。
- 乳幼児学級、家庭教育学級において幼稚園、小学校ごとに身近な話題や親子のふれあい、時事等について学習する機会を設け、また、PTAや学校と合同の講演会実施し、家庭教育やしつけ、親としてのあり方等学習の場を多く設定できるよう努めます。
- 自然体験活動や異年齢による集団生活体験を趣旨とする、夏季アドベンチャーや冬季体験研修会等の充実に向けて取り組みます。

③図書事業

○ 今後も引き続き、大隅広域図書館ネットワーク運営協議会に加盟する図書館と連携し、利用者のニーズに沿った資料の提供に努めるとともに、施設の老朽化による建て替えを検討中の総合センターに代わる多目的複合施設に図書室設置を推進します。

④社会教育施設の整備

○ 社会教育施設をより一層利用しやすくするために協議・検討を進め、地域住民が気軽に利用できる施設として、また、生涯学習、地域づくりの拠点として利用できる施設の充実を図ります。

(エ) 社会体育

社会体育施設においては、町民運動場・総合体育館・多目的広場・屋根付ゲートボール場・テニスコート・相撲道場等の活用を啓発し、町民の健康づくりや交流促進を図ります。

また、生涯スポーツや競技スポーツに対応できるよう、施設の整備・充実を図ります。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	用務員室改修事業 (池之原小学校)	町		
		校舎	生徒用トイレ改修事業 (東串良中学校)	町	
			長寿命化校舎改修事業	町	
		屋内運動場	天井吊物改修事業 (池之原小学校)	町	
			天井吊物改修事業 (柏原小学校)	町	
		屋外運動場	遊具施設補修事業 (池之原小学校)	町	
		水泳プール	プール改修事業 (東串良中学校)	町	
		教職員住宅	教職員住宅建設事業	町	
		給食施設	学校給食共同調理場改修事業	町	
		その他	正門側法面改修事業 (池之原小学校)	町	
			校門敷地駐車場整備事業 (東串良中学校)	町	
			電子黒板購入事業 (池之原小学校・柏原小学校・東串良中学校)	町	
			駐車場整備事業 (池之原小学校)	町	
			(3)集会施設、体育施設等 集会施設	多目的複合施設建設事業	町

	体育施設	総合体育館トレーニング施設更新事業	町	
		総合体育館外壁補修事業	町	
		町民運動場屋内ゲートボール場塗装事業	町	
		町民運動場テニスコートLED照明設置事業	町	
		町民運動場LED照明設置事業	町	
		総合体育館床改修事業	町	
	図書館	東串良町図書室改修事業	町	
	その他	大隅広域図書館ネットワーク運営協議会	協議会	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	学校給食費補助事業（池之原小学校・柏原小学校・東串良中学校） 「具体的な事業内容」 学校給食費の一部を支援する 「事業の必要性」 保護者が負担する学校給食費の一部を支援し、経済的負担を軽減する 「見込まれる事業効果等」 子育て世代の定住化の促進、子育て環境の向上が図れる	運営委員会	
	(5) その他	外国語指導助手（ALT）委託事業	町	
		GIGAスクール委託事業（池之原小学校・柏原小学校・東串良中学校）	町	
		学校給食調理業務委託事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には、令和3年4月現在で、100の振興会がありますが、振興会は町の行政を進めるうえで重要な役割を担っています。近年、地域連帯意識の希薄化などコミュニティ機能の低下が言われており、振興会の活性化と連帯意識を高めるためにも自治組織の統廃合を推進し、適正な規模にすることが望まれます。

また、本町においては、過疎化や高齢化による振興会機能の維持が困難となるおそれのある振興会の増加が懸念され、町民生活の安全・安心に関わる課題が生じている。今後は振興会の生活環境等の整備や状況を改善するとともに、安心して住み続けられる地域活動を維持することが求められており、「集落ネットワーク圏」や「小さな拠点」の形成を目指し、地域資源を活かした持続可能な地域づくりを進める必要がある。

本町の人口構成比（平成27年国勢調査）で見ると、若年者比率が9.54%と低くなっている一方、高齢者比率は35.4%と高く、少子・高齢化が進んでいます。

(2) その対策

- 振興会の規模については、地域の活性化と連帯意識を高めるためにも必要なことであり、適正な規模への統廃合を検討していきます。
- 若年層の減少を防止するため、若者やUIターン者等のニーズに合った魅力ある住宅団地の整備と廉価での住宅用地の貸付を行うことにより、人口の増加及び定住化を図り地域の活性化を進めます。
- コミュニティ機能の向上につながるよう、各校区がそれぞれの資源や環境の特色を活かした活動・地域づくりを推進していきます。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	定住化促進団地整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	まちづくり支援事業 「具体的な事業内容」 地域の話し合いによって行う地域自らの自主的な取組みを支援 「事業の必要性」 持続可能な地域づくり 「見込まれる事業効果等」 地域コミュニティの存続と維持	地域	
		校区コミュニティ協議会事業 「具体的な事業内容」 校区住民と学校が連携して行う地域活動を支援 「事業の必要性」 コミュニティ組織への活動支援 「見込まれる事業効果等」 コミュニティ組織の存続を維持し、青少年の健全育成を図る	地域	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新

・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

(ア) 芸術文化

町内には地域の歴史、自然、風土に根ざした多彩な文化芸術が生まれ、人々が地域に生きる誇りを醸成し、地域の結束力を支える大きな力となっています。しかし、地域の文化は過疎化や高齢化、少子化といった時代の中で、文化の継承が困難となっています。時代の変化に対応するとともに、地域の生活を支えてきた文化や、伝統を次の世代へ継承していく必要があります。

また、子ども達をはじめ、町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ・学び・親しむこと等により郷土を愛する心を醸成することが求められます。

(イ) 文化財

本町には、国指定の史跡唐仁古墳群をはじめとして、貴重な文化財も数多くあります。これら貴重な文化財は郷土の歴史や文化を知るうえで学問的にも重要なものとなっています。

先人の偉業・実績であるこれらの文化財を適切に保存・活用していく必要があります。

(2) その対策

(ア) 芸術文化

○ 「地域とふれあう日」などを活かし、地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公開や発表の機会を増やし、子ども達の参加を促すとともに、経験豊富な地域の高齢者を活用し、民話・方言・伝統芸能などの継承活動に取組みます。

○ 郷土に残すべき伝統芸能や文化財等を保存・継承するために、披露発表の場をつくり、後継者の育成のために地域の子どもから青壮年各層への参加啓発に努めます。

○ 特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間等において、地域の伝統文化の鑑賞や身近な文化財の活用を促進します。

(イ) 文化財

○ 先人たちの残した、貴重な文化財の調査を進めるとともに文化財の記録・確認や史跡の整備を進めながら適切な保存・活用に努めます。

○ 国指定である唐仁古墳群については、国・県と連携し補助事業等も活用しながら保存活用計画の指針となる「唐仁古墳群保存活用計画書」に沿った事業の推進に努めます。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等	町内遺跡発掘調査等事業	町	
	その他	柏原相撲甚句踊り事業	地域	
		東串良町郷土芸能保存会事業	地域	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町には、一般家庭の約300世帯に相当する規模の大規模ソーラウェイ（太陽光発電所）がありますが、地域における再エネ発電所はメリット創出が十分ではないため、再エネの需要度が低く、再エネ導入の障壁になっています。

また、地域の再エネへの印象、発電所における地域への貢献が希薄、発電所が設置されることによる景観への配慮及び自然災害への不安、発電所所有者の顔が見えないなどの様々な課題があります。

(2) その対策

地域の再エネに対する理解を得ながら、既存のエネルギー産業との関わりが深い地域産業の発展・強化に加え、次世代エネルギー関連ビジネスへの進出支援や市場創出に向けた実証・研究の展開、新たなエネルギー関連産業の育成や誘致に取り組みます。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11再生可能エ ネルギー利 用の推進	(1)再生可能エネ ルギー利用施 設	街路灯LED照明更新事業(50基)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取り組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

高度経済成長期以降に整備を進めてきた公共施設の老朽化に対する対応が、近年課題となっている。また、道路や橋梁等についても老朽化に伴う更新等により相当の費用負担が予想される。

さらに人口減少・少子高齢化に対応していくためにも、これまでと同じような公共施設の維持は困難と考えます。

これらを踏まえ、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行うとともに行政サービスの向上を目指す必要があります。

(2) その対策

公共施設については、定期的な点検や劣化度診断等に基づき、適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、予防保全型の維持管理を行い、維持管理費用の平準化や縮減を目指します。

また、公共施設個別施設計画を策定し、施設の利用状況や地域のバランスを考慮し、同じ機能を持った施設の集約化や複合化等を進め、廃止された施設や老朽化の著しい施設に対して、倒壊等のおそれのある施設を計画的に解体します。

(3) 計画

事業計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公共施設等再配置整備事業 「具体的な事業内容」 公共施設個別施設計画等に基づき、公共施設の集約化及び複合化を図る 「事業の必要性」 長期的かつ安定的な公共施設管理に取り組む必要がある 「見込まれる事業効果等」 公共施設の更新費用及び維持管理経費の縮減を図る	町	
		公有財産解体事業 「具体的な事業内容」 公共施設個別施設計画等に基づき、計画的に公共施設の解体を進める。 「事業の必要性」 長期的かつ安定的な公共施設管理に取り組む必要がある 「見込まれる事業効果等」 公共施設の更新費用及び維持管理経費の縮減を図る	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和元年には東串良町公共施設等利活用検討委員会を設置し、公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に取組み、今後は、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い過疎地域の持続的発展に努めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 人材育成	移住促進事業 移住を考えている方へ、住宅取得に係る費用の一部を支援する。	町	移住者の増加
		空き家改修事業 移住を考えている方で、空き家バンクに登録された物件を活用する場合、その物件の改修に係る費用の一部を支援する。	町	地域の活性化と移住・定住者の増加
		人づくり研修助成事業 産業、福祉、教育文化等の振興を図る為、その担い手となる町民が国内外を研修する。	町	優れた後継者を育て、町の活性化を図る
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	認定農業者300認会育成事業 認定農業者の親睦を図り、相互の農業技術の向上を図る。また、認定農家の掘り起こしを進める。	町	事業継続及び事業継承者の増加
		認定農業者大型特殊及びけん引免許取得事業 認定農業者が大型機械の免許を取得し、自身の規模拡大や農作業委託等を行い地域の担い手として育成する。	町	事業継続及び事業継承者の増加
		農林漁業振興支援事業 農業・漁業従事者等が使用する機器や研修等に係る費用の一部を支援する。	町	第一次産業の成長を促す
		高度土地利用調整事業（岩弘地区） ほ場整備地域における関係農家への意識調査活動、土地利用調整活動への支援。	町	担い手への農地集積率増加
		中心経営体農地集積促進事業（岩弘地区） 中心経営体（担い手）への農地の利用集積に向けた促進支援。	町	担い手への農地集積率増加
		多面的機能支払交付金事業 町内の全ての農地を対象に多面的機能の維持管理を行う為、農地と地域住民が一体となり活動を行う。また、学校教育と連携した活動も行う。	活動組織	地域の活性化、担い手への農地集積の後押し
		4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	廃止路線バス代替タクシー事業 高齢者や交通弱者の足の確保のため、最寄りのバス停までタクシーを利用してもらう。
地方公共交通特別対策事業 鹿児島交通（株）が運行する路線バスに対してその赤字分を県と町で負担する。	町			バス路線の維持
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	赤ちゃんすこやか支援事業 住民の出産を促進する為、出産祝い金を支給し、少子化対策を図る。	町	子育て世代の定住促進、経済負担の軽減
		子ども医療費助成事業 中学校卒業前の子どもを対象に全額助成、保護者の負担を軽減し、子育てのしやすい環境を整備する。	町	子育てしやすい環境整備
		保育所等副食費補助事業 保育所等施設を利用する園児の保護者に対して、給食費のうち副食分に当たる費用を支援する。	町	経済的負担の軽減及び定住化促進

	高齢者・障害者福祉	赤ちゃん子育て世帯応援事業 子育てに必要なオムツを購入する費用の一部を支援する。	町	経済的負担の軽減及び定住化促進
		高齢者訪問給食事業 高齢者の自立した生活の改善及び健康増進、安否確認など在宅福祉の向上を図る。	町	在宅福祉の向上
		敬老年金給付事業 80歳以上の高齢者に敬老の意と福祉の増進を図るために給付する。	町	高齢者健康維持
		紙オムツ給付事業 寝たきり老人等でオムツ使用者に紙オムツを給付し、日常介護に要する負担の軽減と福祉増進を図る。	町	対象者の負担軽減
	健康づくり	シルバー人材センター活用事業 シルバー人材センターを積極的に活用し、高齢者の雇用促進及び生きがいづくりの場を確保する。	町	雇用促進及び生きがいづくりの場の確保
		特定保健指導委託料 40歳以上を対象に、成人病やメタボ予防のため健康増進運動を実施し将来の医療費負担の軽減を図る。	町	高齢者の健康増進及び医療費の負担軽減
		妊婦・乳幼児健康診査事業 妊婦及び乳幼児の健康診査を実施し、母子保健の向上を図る。	町	経済的負担の軽減及び疾病異常の早期発見
		温泉保養所利用料助成事業 温泉保養所を利用し、高齢者の健康増進と医療費抑制を図る。	町	健康の維持・増進
		健康増進事業 各種がん健診等により、早期発見・早期治療につなげ、将来の医療費負担の軽減を図る。	町	疾病の早期発見・早期治療による健康保持増進
		定期予防接種事業 予防接種法による予防接種の実施し、疾病の発病、重症化及び蔓延の予防並びに接種者の経済的負担の軽減を図る。	町	発病、重症化及び蔓延の予防並びに接種者の経済的負担の軽減
7	医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 在宅当番医制事業 休日でも診療が受けられる、町内の在宅当番医の情報を提供する。	町	健康保持・受診環境の整備
	その他	夜間救急当番医運営事業負担金 鹿屋市医師会夜間救急病院の運営を負担することで、夜間の救急患者の医療施設確保を図る。	町	健康保持・受診環境の整備
		大隅広域夜間急病センター負担金 内科・小児科の夜間急病時の受入施設である同センターの負担をすることで、主に小児等の救急患者を受け入れる医療施設の確保を図る。	町	健康保持・受診環境の整備
8	教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 学校給食補助事業 学校給食費の一部を支援することで、子育て世代の定住化の促進及び子育て環境の向上を図る。	運営委員会	定住化・子育て環境の整備

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	まちづくり支援モデル事業 地域の美化活動や防犯・集落機能の維持の為、必要な活動費を支援し地域で課題解決を図る。	地域	地域コミュニティの存続と維持
	集落整備	校区コミュニティ協議会事業 校区住民と学校が連携して行う地域活動を支援することで、コミュニティ組織の存続と青少年の健全育成を図る。	地域	コミュニティ組織の存続・維持及び青少年健全育成
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公共施設等再配置整備事業 公共施設個別施設計画に基づき、公共施設の集約化や複合化を図る。	町	更新及び維持管理費用の縮減
		公有財産解体事業 公共施設個別施設計画に基づき、計画的に老朽化した公共施設の解体を進める。	町	更新及び維持管理費用の縮減